

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 9 月 2 9 日作成)

法令名	土地改良法		
根拠条項	第 9 5 条第 1 項		
許認可等の種類	農業協同組合等営土地改良事業の認可		
法令の定め	<p>○第 95 条第 1 項</p> <p>農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体（政令で定めるものを除く。以下この節において同じ。）又は第 3 条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合には、農林水産省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p><関連条項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良法第 95 条第 2 項及び第 3 項 ・土地改良法施行令第 72 条の 2 ・土地改良法施行規則第 69 条から第 75 条まで 		
審査基準	「土地改良区の設立手続及び審査等の要領について（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2369 号農村振興局長通知）第 2 から第 4 まで（別紙のとおり）」		
標準処理期間	総期間	9 0 <input type="text"/> 月	（注：休日は含まない。）
	経由機関	日・月	
	協議機関	日・月	
	処分機関	9 0 <input type="text"/> 月	（各総合振興局及び振興局）
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係		
申請先	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係		
問い合わせ先	農政部農村振興局農業施設管理課事業制度 G （電話番号：011-204-5407 ）		
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/ ）		

土地改良区の設立手続及び審査等の要領について

〔平成28年4月1日27農振第2369号
改正—平成29年9月25日29農振第1301号〕

農村振興局長から
各地方農政局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長
北海道知事

宛

10 都道府県知事の審査(法第8条)

(1) 審査の方法

法第7条第1項の規定による認可申請があったときは、都道府県知事は、この申請内容について専門技術者の調査報告書に基づき審査を行い、法第8条第4項各号の1に該当する場合及び同条第5項の規定に該当する場合を除き、相当とする旨の決定をしなければならない。この審査に当たり留意すべき事項は次のとおりである。

なお、専門技術者の委嘱に関しては、「専門技術者委嘱の要領について」(昭和40年12月25日付け40農地B第4184号(管)農林省農地局長通達)によらるたい。

ア 土地改良事業の施行に関する基本的要件への適合の有無

申請に係る土地改良事業が令第2条各号に掲げる要件に適合しているかどうかについては、専門技術者の調査報告に述べられた意見に基づき審査し、その適否を決定することとなる。都道府県知事は、この審査に当たり、当該事業に対する同意をしない者の有無、同意をしない者がある場合には、その理由と程度、また、同意をしない者が3条資格者である場合には、一部地域への偏在の有無について留意して事業の必要度を勘案するほか、用地等の取得の見通し等についても検討することが必要である。

また、非農用地区域の設定を伴う土地改良事業の施行区域であって事前に都市計画との調整を要する場合には、「非農用地区域の設定を伴う土地改良事業を行なう場合における都市計画法の開発許可等との調整措置について」(昭和48年5月9日付け48構改B第1458号農林省構造改善局長通達)の規定に整合しているかどうかを判断する。

イ 申請手続等の適法性

都道府県知事は、審査に当たって、次に掲げるような申請手続等について、その適法性を検討することが必要である。

(ア) 申請人について

3条資格者であるか、定足数を満たしているか。

(イ) 添付書類について

形式的に完備しているか。

内容的に適法なものであるか。

(a) いずれも適法な手続を経た真実を記載したものであるか(法第5条)。

(b) 土地改良事業の計画の概要(必要に応じて全体構成)及び定款作成の基本事項については、法の要求する事項を記載してあるか(則第6条、第6条の2及び第7条)。

(c) 市町村長への協議に係る意見書が添付されているか(法第5条第3項及び則第10条)。

(d) 法第5条第6項の承認は、真に権限ある行政庁又は地方公共団体によって与えられたものであるか。

(e) 法第5条第7項の同意は、同項に規定する土地につき同項に規定する権利を有する全ての者から得られたものであるか(法第5条第7項)。

(f) 3条資格者の同意は、適法に決定された3条資格者から得られたものであるか(法第3条及び第113条の2、令第1条の3から第1条の7まで及び則第2条から第5条まで)。

同意者は、3分の2以上の定足数を満たしているか。農用地外資格者は全員が同意しているか。共有者の場合には、代表者から得た同意であるか。未成年者、成年被後見人又は被保佐人の同意は適法に得たものであるか。農用地外資格者以外の使用及び収益をする者の意見書は添付されているか(この場合の確認は、同意署名簿及び権利関係調査簿についてすること。なお、申請人が同意者であることは言うまでもない。)

(g) 土地改良事業計画及び定款は、いずれも適法な作成者によって作成されたものであるか。土地改良事業の計画の概要及び定款作成の基本事項とこれらに基づき作成されるべき土地改良事業計画及び定款は整合が取れているか(この場合の変更は許されない。)(法第7条第2項)。また、内容は、法に定める必要記載事項を充足しているか(法第7条第1項、第16条及び則第14条の2)。

特に、換地計画を定める土地改良事業計画における工事に関する事項は、非農用地区域とその他の区域に分けて定められているか(法第7条第3項及び第4項)。

(h) 定款の内容に違法不当な点はないか。

定款に記載されている地区となるべき地域、事業その他の内容が土地改良事業計画と整合が取れていることが必要であることは言うまでもない。地域の定め方の当否は、専門技術者の調査によるが、経費の分担、役員の定数及び総代会制度の設置について定め方の当否は、法第36条、第18条及

び第23条の規定に照らして決定されなければならない。特に経費の分担については、旧慣等による非合理性を排除し、地積、用水量その他の客観的な指標により受益の程度を勘案して賦課されるものとなる必要がある。

以上のほか、その内容は定款例を参考とし、当該地域の特性を十分考慮して定める必要がある。

ウ 土地改良事業遂行のための基礎的な要件の具備

土地改良区が設立後において、その健全な運営が確保され又経理的技術的にも問題がなく、適確に事業を遂行しうる要件を具備しているかどうかについて審査する。この要件は、財政不振、業務過怠等運営不振におちいる土地改良区の発生を防止する意味から特に次のような点に慎重な配慮をしなければならない。

- (ア) 申請書の添付書類である資金計画を記載した書面の内容のとおりその資金が確保される見込みがあるか。すなわち、国庫補助を予定している場合には、計画のとおり採択される見込みがあるかどうか、農林漁業資金の借入れを予定している場合には、希望条件のとおり借入れの見込みがあるかどうか、また、自己負担分の調達の可能性はどうか。
- (イ) 申請に係る土地改良事業の性質及び規模に対応して必要とされる技術者が確保される見込みがあるか。この技術者の確保の見込みについては、土地改良区が自ら雇用するもののほか、都道府県、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会等の技術職員の指導援助を受ける場合をも含めて、当該事業を遂行するために必要とする技術者を確保し得る見込みがあるかどうかを検討する。
- (ウ) 申請書の添付書類である業務の執行及び会計の経理に関する事項を記載した書面を中心に予定されている役員の業務分担その他業務の執行の組織体制、方法等及び会計の経理の組織、方法、金銭保管の方法等がその土地改良区の事業の内容、財政規模等からみて適切であり、将来公法人として適正な運営が確保される見込みがあるかどうか。
- (エ) 非農用地区域を含む土地改良事業計画にあつては、当該区域がその位置及び規模に関する要件を具備しているか。
 - (a) 事業施行地域に法第3条第8項に規定する特定用途用地等、引き続き農用地として利用されない非農用地が含まれる場合には、当該地域における農用地の集団化その他農業構造の改善に資する見地から、これら非農用地に代わるべき土地の区域として非農用地区域が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えていないかどうか。
 - (b) 事業施行地域内で農業経営施設用地、公共施設用地が新たに必要な場合には、これら施設用地の区域として非農用地区域が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えていないかどうか。
 - (c) (a)又は(b)に掲げる場合のほか、事業施行地域の自然的経済的社会的条件に照らし、農用地が非農用地として供されることとなる場合には、これ

ら土地の区域として非農用地区域が適当な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えていないかどうか。

(オ) 前記の審査を経て適当であると認められる場合には、その旨を決定する。

なお、申請書類について不相当と認められる箇所がある場合には、計画の概要及び定款作成の基本事項に抵触しない限り、申請人にこれを修正させることは妨げない。

(2) 公告及び縦覧

都道府県知事は、前記の審査を経て当該申請を適当とする旨の決定をしたときは、法第8条第1項の規定により当該申請人にその旨を通知するとともに、その旨並びに同条第6項により縦覧に供すべき書類の名称(土地改良事業計画書及び定款の写し)、縦覧の期間(20日以上相当の期間とすること。)及び縦覧の場所(必ずしも全ての関係市町村の事務所とする必要はなく、土地改良区の地区となるべき地域及び工事の施行に係る地域内の適当な場所を数箇所選べばよい。)を都道府県の条例の公告と同一の方法により公告し、当該公告に基づき関係書類を縦覧に供しなければならない。この場合には、縦覧期間中その公告の写しを当該土地改良区の地区となるべき地域内にある土地及び工事の施行に係る土地の属する全ての市町村の事務所に掲示しておく等利害関係人に周知徹底せしめるための十分な措置を構ずることが望ましい。

第2 農業協同組合及び農業協同組合連合会が行う土地改良事業の施行手続及び審査(法第95条)

農業協同組合及び農業協同組合連合会(以下「農業協同組合等」という。)が土地改良事業を行う場合の手続及び審査は、現存の農業協同組合等が新たな事業を行うものである結果、事業の施行に関する一切の事務手続が組合自体の手によって処理されるものである点においては土地改良区の設立の場合と相違が出てくるのであるが、大体の要領は土地改良区の設立の場合と同様であるので、次の点に留意のうえ第1に述べたところに準じ措置するものとする。

- 1 農業協同組合等の定款中に土地改良事業を行う旨の規定がないときは、その旨及び当該事業に係る経費の賦課に関し定款の変更をしなければならない。
- 2 法第95条第2項の同意者は、当該事業の施行に係る土地の全ての使用及び収益を目的とする権利を有する者でなければならない。この同意は、権利関係調査簿に基づいてその土地についての同項の権利者の総数を記載した同意署名簿を調製し、これにより同意を得るものとする。
- 3 2の同意を得る権利者は、登記の有無等にかかわらず、全ての実質的な権利者でなければならない。
- 4 規約等の公告前に土地改良事業の計画の概要につき市町村長に協議し、書面により意見を得ることはもとより、事業実施に当たっては、市町村と十分連絡を密にして進めることが望ましい。

第3 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が行う土地改良事業の施行手続及び審査(法第95条)

農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が土地改良事業を行う場合の手続及び審査は、第2の農業協同組合等の場合とほぼ同様であるので、これに準じ措置するものとする。

なお、造成後の土地改良施設の管理を適正に行うため、あらかじめ予定管理者、予定管理方法その他管理に必要な事項につき関係者(予定管理者及び管理費用負担者という。)と協議し、これを内定しておくことが必要である。

第4 3条資格者が行う土地改良事業の施行手続及び審査(法第95条)

3条資格者が土地改良事業を行う場合の手続及び審査は、第1及び第2を参照して行うものとする。

なお、土地改良事業の施行に係る土地について、権利の設定移転等が行われたこと

により、その地域内の土地について3条資格者が1人から数人に増加するときには規準を規約に改めること、また、3条資格者が数人から1人に減少するときには規約を規準に改めることがそれぞれ必要であり、変更後の規約又は規準については遅滞なく都道府県知事に届け出るものとする。

専門技術者委嘱の要領について

昭和40年12月25日40農地B第4184号
改正一昭和48年12月19日48構改B第2994号
昭和53年5月29日53構改B第745号
昭和55年7月14日55構改B第1024号
昭和60年3月28日60構改B第178号
平成14年3月25日13農振第3291号
平成29年9月25日29農振第1301号

農地局長から
地方農政局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長
都道府県知事 } あて

土地改良事業の適正な実施のため、専門技術者の委嘱について法令に定めるもののほか下記によることとしたので、土地改良事業計画等について、それぞれ関係部門の専門的知識を有する技術者に調査を委嘱する場合には、下記により実施し、調査の適正を期せられたい。

なお、昭和33年9月3日付け33地局第4839号による通達は廃止する。

記

第1 専門的知識を有する技術者の資格

国家公務員、地方公務員及び学校の職員はもちろん一般民間人でも差し支えないが、一般的にみて専門的知識を有する技術者と認められる者でなければならない。

ただし、専門技術者が土地改良法(昭和24年法律第195号)第7条第5項の規定又は規定の準用により、その土地改良事業を行う事業主体の援助請求により土地改良事業計画又は定款を定めることに関し、援助を与えた都道府県の職員、国営又は都道府県営の土地改良事業計画の樹立にたずさわった者又は一般民間人で現にその土地改良事業に関係し若しくは近く関係すると予想される者(営利法人の役職員を含む。)と相兼ねることについては、専門技術者の委嘱の趣旨からしてさけることとする。

第2 専門的知識を有する技術者委嘱の範囲

土地改良事業計画については、土地改良事業の必要性、技術的可能性、経済性、負担能力、環境との調和への配慮及び総合性等を、土地改良事業を廃止しようとする場合における廃止しようとする事業の処理に関する事項等(以下「廃止処理計画」という。)については、その妥当性等を調査するため、1、2及び3に掲げる専門家への委嘱が必要である。ただし、他の分野に係る相当の専門知識を有する者であれば、兼務を妨げるものではない。このほか換地計画を定めるものにあつては、換地計画の基本的構想の妥当性等を調査するため4に掲げる専門家への委嘱が必要である。

なお、土地改良事業の種類、規模等その内容如何によっては、前記の専門家のほか、農学、畜産、園芸、養蚕、林学、水産、地質、土壌肥料、土木、気象、法律、経済等の専門家による調査も必要な場合もあるから、適宜これらの専門家に、委嘱することができることとする。

- 1 農業土木の専門家(技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験の技術部門中農業部門に合格した者のうち、農業土木を選択科目として合格した者及び土地改良専門技術者(土地改良専門技術者育成対策実施要領(昭和59年11月1日付け59構改C第689号構造改善局長)第3の2により登録された者をいう。以下同じ。)を含む。)
- 2 農業経済の専門家又は地域農業開発計画の専門家(技術士法第4条第1項の規定による第2次試験の技術部門中農業部門に合格した者のうち、地域農業開発計画を選択科目として合格した者及び土地改良専門技術者を含む。)
- 3 農村環境の専門家(技術士法第4条第1項の規定による第2次試験の技術士部門中農業部門に合格した者のうち農村環境を選択科目として合格した者及び土地改良専門技術者を含む。)
- 4 土地改良換地士(土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第48条の4の規定による試験に

合格した者をいう。)

第3 調査及び報告

委嘱を受けた専門技術者は調査に当たっての分担事項、調査方法及び調査の結果の取りまとめの要領等につき互いに協議の上、それぞれ専門的見地から書類調査及び現地共同調査を行った後、土地改良事業計画については別紙1、廃止処理計画については別紙2の調査報告書の様式に従って共同した報告書を提出するものとする。

この場合必ずしも調査委員会の様な制度を設ける必要はない。

別紙 1

土地改良事業計画に対する専門技術者の調査報告書

- 1 この事業施行の必要性
 - (1) 必要な理由及びその程度
 - (2) 不必要な理由
- 2 この事業施行の技術的可能性
 - (1) 可能なる理由
 - (2) 不可能なる理由
 - (3) 更に適切であり、又は可能な方法があればその方法
- 3 事業主体がこの事業を行うことに対する技術的意見
- 4 この事業によって生ずる経済効果
 - (1) 効用及びその算出基礎
 - (2) 費用及びその算出基礎
 - (3) 効用と費用との比較及びその算出基礎
- 5 この事業の費用の地元負担者について、その能力
- 6 この事業による非農用地区域が設定される場合その位置及び規模についての意見
 - (1) 特定用途用地その他農用地以外の土地で引き続き農用地として利用されないことが確実であると見込まれる土地に代わるべき土地の区域として非農用地区域が設定される場合
 - (2) 共同利用施設用地又は公用若しくは公共の用に供する施設の用地の区域として非農用地区域が設定される場合
 - (3) (1)及び(2)のほか自然的・経済的・社会的諸条件に照らし事業施行後農用地以外の用途に供することを予定する土地の区域として非農用地区域が定められている場合
- 7 この事業の環境との調和への配慮に対する意見
- 8 この事業施行によって影響する他の事業についての処理対策
 - (1) 他の土地改良事業がある場合
 - (2) 土地改良事業以外の事業がある場合
- 9 換地計画樹立の基本構想及びその実施方法に対する意見
 - (1) 換地計画樹立の基本的事項についての技術的妥当性
 - (2) 換地計画樹立の基本的事項が農用地の集団化に資するよう配慮すること
 - (3) 換地業務処理の技術的可能性
- 10 この事業施行によって生ずる施設がある場合、その管理方法に対する技術的意見
- 11 その他土地改良事業計画書に記載された事項についての技術的意見
- 12 結論及び勧告

○非農用地区域の設定を伴う土地改良事業を行なう
場合における都市計画法の開発許可等との調整措
置について

(昭和48年6月1日 管指第1048号
各市町村長、各支庁長あて 北海道農地開発部長通知)

このことについて、昭和47年に土地改良法の一部を改正する法律が施行され、新たに非農用地を取込んで実施することが出来ることとなつたが、その場合の取扱については、このほど農林省構造改善局長から別紙写のとおり通達があつたので、その運用に遺憾のないようねがいます。

なお、支庁長にあつては、別途送付の農林省構造改善局長通達写により、この旨管下土地改良区に通知ねがいます。

(管理指導課管理係)

別紙

48構改B第1458号
昭和48年5月9日

北海道知事 殿

農林省構造改善局長

非農用地区域の設定を伴う土地改良事業を行なう場合における都市計
画法の開発許可等との調整措置について

土地改良法(昭和24年法律第195号)第7条第4項に規定する非農用地区域を定める土地改良事業(以下「非農用地関係土地改良事業」という。)を実施する場合には、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の開発許可等都市計画との関係についてあらかじめ調整を行なう必要があるため、この具体的取扱いを次によることとしたからご了知のうえ事業実施について遺憾のないようにされたい。

なお、このことについては建設省(計画局宅地開発課)と打合せ済であるので申し添える。

記

1 市街化区域と市街化調整区域との区分のされている都市計画区域において行なう場合

(1) 市街化調整区域において行なう場合

市街化調整区域において行なう非農用地関係土地改良事業で開発行為(都市計画法第29条第2号および第3号に掲げるものを除く。以下同じ。)を伴うものは、当該開発行為が都市計画法第33条の基準を充足し、かつ、同法第34条各号の1に該当しうる確実な見通しのあるものに限り施行するものとし、次により調整措置を講ずるものとする。

ア 団体営に係るものにあつては、都道府県の土地改良部局は非農用地関係土地改良事業の施行(開発行為に係る非農用地区域の設定または変更を伴う計画の変更を含む。以下同じ。)に係る認可申請について適当とする旨の決定をしようとするときは、あらかじめ、上記要件に関し当該都道府県の都市計画部局と協議するものとし、協議の整つたものについて以後の手続きを進めるものとする。

イ 都道府県営に係るものにあつては、都道府県の土地改良部局は、非農用地関係土地改良事業の施行申請について適当とする旨の決定または開発行為を伴うまたは予定する非農用地区域の設定または変更を伴う土地改良事業の計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、上記要件に関し当該都道府県の都市計画部局と協議するものとし、協議の整つたものについて以後の手続きを進めるものとする。

ウ 都道府県の土地改良部局と都市計画部局との協議においては、当該非農用地関係土地改良事業に伴つて行なわれまたは予定される開発行為の設計が定められている場合にあつては、原則として土地改良事業の認可または計画決定の手続きと併行して開発許可関係の手続きを進めよう調整するものとし、開発行為の設計が定められていない場合にあつては、当該非農用地区域設定の目的および開発行為の計画の概要(開発の目的、区域、規模その他開発の基本構想)に基づき、上記要件を充足しうよう、あらかじめ、非農用地関係土地改良事業の着手段階において必要と認められる事項(別紙参照)について調整するものとする。

なお、地方公共団体において独自に開発行為に関する指導基準を設けている場合には、前記協議に当たり、この指導基準にも配慮する必要があるため留意すること。

エ ウの協議において開発行為を行なう者が都道府県である場合等開発許可を

要しない事案については、当該開発行為の内容が上記の要件に矛盾することのないように調整するものとする。

(2) 市街化区域において行なう場合

非農用地関係土地改良事業は、農業との調整を了して定められた市街化区域では原則として行なわないこととしている（土地改良法施行令第2条第5号のイ）が、さきに農林事務次官から通達された「土地改良法施行令第2条第5号イただし書の農林大臣が定める場合について（昭和48年2月5日付け47構改B第54号）」に基づき市街化区域において非農用地関係土地改良事業を実施する場合には、当該土地改良事業に伴いまたは予定する開発行為が都市計画法第33条の基準を充足しうるものであることが必要であるので都道府県の土地改良部局は、(1)に準じて当該都道府県の都市計画部局と協議するものとする。

2 市街化区域および市街化調整区域の区分のされていない都市計画区域の用途地において行なう場合

市街化区域および市街化調整区域の区分のされていない都市計画区域において非農用地関係土地改良事業を行なおうとする場合においてその施行地域に用途地域が含まれているときは、都道府県の土地改良部局は、当該非農用地関係土地改良事業の施行についての申請に対し適当とする旨の決定をしようとするに当たつて（都道府県営の事業において非農用地区域の設定または変更を伴う土地改良事業の計画変更をしようとする場合を含む。）、あらかじめ、当該都道府県の都市計画部局と協議し、非農用地区域の設定の目的等と用途地域に係る都市計画との調整を行なうものとする。

なお、この場合の協議は、将来市街化区域と市街化調整区域との区分をする際市街化区域となると見込まれる用途地域については、市街化区域に準じて取り扱うことを旨として行なうものとする。

3 1および2以外において行なう場合

1および2以外の地域において行なう非農用地関係土地改良事業で1団地の面積または2ヘクタール以上の数団地の合計面積が20ヘクタールをこえる非農用地区域（主として公共施設または農林漁業の用に供するものを除く。）を定めるものについては、都道府県の土地改良部局は、周辺における都市計画との関連を考慮し、前記1または2に準じ都市計画部局と協議するものとする。

4 国営土地改良事業の取扱い

国営の非農用地関係土地改良事業について都道府県知事が当該事業の施行申請を農林大臣に進達する場合には、当該都道府県の土地改良部局は、あらかじめ、都市計画部局と協議し、その結果を記載した書面を添付するものとする。

この場合の協議は、非農用地区域の位置および規模により、それぞれ前記の1、2または3に準じて行なうものとする。

(別紙)

開発行為の計画が確定していない場合の非農用地関係土地改良事業着手段階における要調整事項

調整事項	調整内容	備考
1 都市計画法第33条関係 第1項1号関係	開発目的（予定建築物の用途）と用途地域等との適合について	
3号 "	開発区域からの排水の放流先と支障の有無について	
4号 "	用水確保の見通しについて	
5号 "	開発目的に応じ必要とする公共施設、学校その他の公益的施設について	
7号 "	災害危険区域、地すべり防止区域および急傾斜地崩壊危険区域の有無について	
8号 "	40haをこえる開発行為については道路、鉄道等による輸送の便等からみた支障の有無について	
共通	都市計画法第33条第1項に規定されている事項のうち、上記の調整内容に記載されている事項以外については開発許可申請段階において対処可能と認められること。	
2 都市計画法第34条関係	各号のいずれか1に該当する見込みの有無について	

土地改良法施行令第2条第5号イただし書の 農林大臣が定める場合について

[昭和48年2月5日47構改B第54号]

各地方農政局長
北海道開発局長
沖繩総合事務局長
各都道府県知事
農林事務次官から } あて

土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第2条第5号イただし書の規定による農林大臣が建設大臣と協議して定める場合について、下記のとおり定められたから、事業実施につき遺憾のないようにされたい。

以上、命により通達する。

記

- 1 都市近郊において、ほ場整備等により都市近郊農業の生産基盤を整備するとともに、これとあわせて住宅およびその良好な環境を確保するために必要な施設の用に供すべき土地の区域として非農用地区域をその事業計画において定める土地改良事業であつて、当該非農用地区域の全部または一部を市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議がととのつたものをいう。)に含めることが当該事業の一体的、効率的施行を確保するために必要不可欠であると認められるものとして、都道府県の土地改良部局と都市計画部局との協議がととのつたもの
- 2 石炭鉱業もしくは亜炭鉱業による鉱害が発生した場合またはカドミウム、いおう、銅、浮遊物質等による公害が発生しもしくは発生するおそれがある場合における農業者の再建維持を図るための土地改良事業であつて、非農用地区域を定めることが必要やむを得ないもの